

〈自家用電気工作物を設置される事業者さまへ〉

ご存知ですか?

自家用電気工作物

の新設に必要な2つの手続き

受変電設備や非常用予備発電装置、発電所でいくつかの条件を満たすものは、「自家用電気工作物」として電気事業法の規制を受けるため、新設時に国への手続きなどが必要です。

詳細は次ページへ



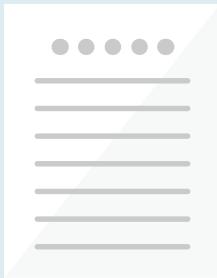
まかせて安心 確かな技術
関東電気保安協会

Q.自家用電気工作物の2つの手続きについて教えてください

主な手続きは次の2つ^{※1}です。 ※1:設備により、別途「工事計画届出書」等の手続きが必要な場合があります。

1

保安規程を定める



設置者^{※2}は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するために**保安規程を定め、国に届け出ること**

(電気事業法第42条:保安規程の制定、届出、遵守より)

2

電気主任技術者を選任する



設置者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるために**電気主任技術者を選任し、国に申請して承認を得ること**

(電気事業法第43条:電気主任技術者の選任、届出より)

※2:設置者とは、工場、ビル、学校、病院などの自家用電気工作物を設置する法人、団体、個人をいい、事業場の「所有者」「占有者」または「設置者にみなす者」のいずれかを指します。

電気事業法では自家用電気工作物の工事、維持及び運用について、設置者が自己責任において保安規程を作成し、さらに電気主任技術者を選任して、電気の保安を確保することが**義務付け**られています。これらについては**国への各種手続きや届出が必要**となり、それを怠ると**罰則適用の対象となる場合**もあります。

!

手続きには時間を要することがありますのでお早めにご相談ください

制度に関する
お問合せ先

経済産業省 関東東北産業保安監督部 電力安全課
TEL:048-600-0388
<https://www.safety-kanto.meti.go.jp/denki/index.html>



Q. 保安規程とは?

保安規程とは、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するために、設置者が定めるルールです。設置者及びその従業者は、保安規程を守らなければなりません。

設置者は、保安を一体的に確保することが必要な自家用電気工作物の組織ごとに保安規程を定める必要があります。一体の組織ですので、会社単位または支店、工場等の事業所単位で作成することになります。

当協会は、保安規程の作成における豊富な実績を有しております。ぜひご相談ください。

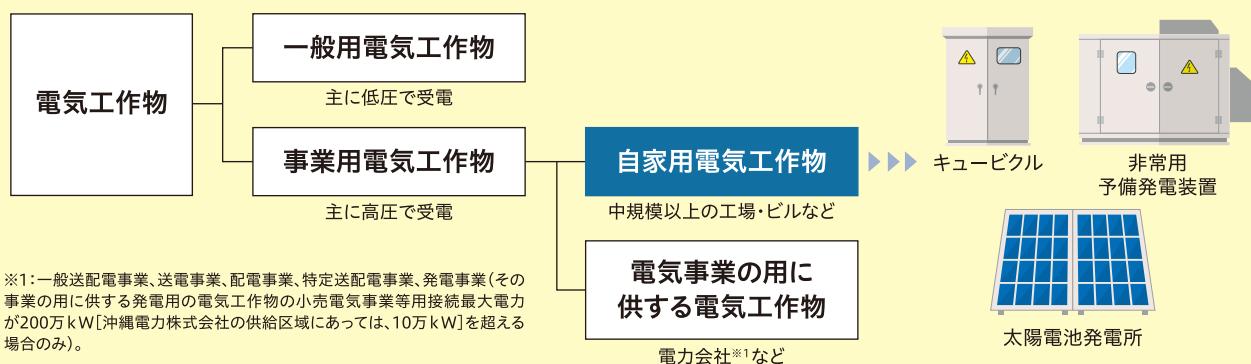


知っておきたい!

「自家用電気工作物」のこと

「自家用電気工作物」は、主に電力会社などから600Vを超える電圧で受電して電気を使用する設備が該当します。

(電気事業法第38条による)



「自家用電気工作物」としては、具体的に以下のものが該当します

出力10kW以上の発電機が該当するケースも!

- ・電力会社などから600Vを超える電圧で受電して電気を使用する設備
- ・発電設備(小規模発電設備^{※2}を除く)とその発電した電気を使用する設備(非常用予備発電装置であっても同様)
- ・電力会社などの受電のための電線路以外に構外にわたる電線路を有する電気設備
- ・火薬類(煙火を除く)を製造する事業場及び石炭坑

※2:小規模発電設備…(1)出力50kW未満の太陽電池発電設備、(2)出力20kW未満の風力発電設備、(3)出力20kW未満及び最大使用水量1m³/s未満の水力発電設備(ダムを伴うものを除く)、(4)出力10kW未満の内燃力を原動力とする火力発電設備、(5)出力10kW未満の燃料電池発電設備(固体高分子型のものであって、燃料・改質系統設備の最高使用圧力が0.1MPa[液体燃料を通ずる部分にあっては、1.0MPa]未満のものに限る)。

出典:「自家用電気工作物に係る手続のご案内」(経済産業省)



Q.電気主任技術者とは?

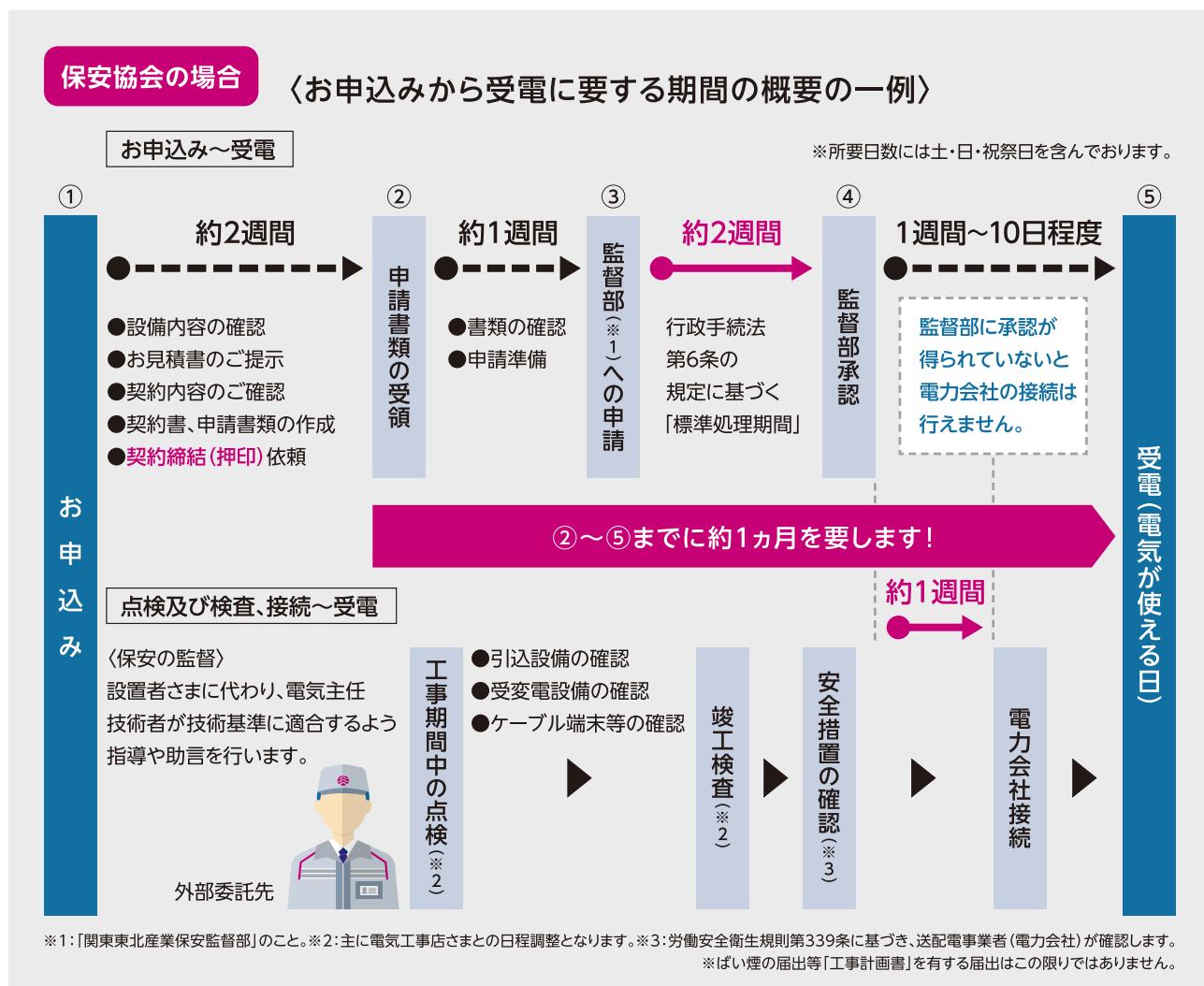
電気主任技術者とは、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を監督させるために、**設置者が選任する有資格者**です。自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、保安のために電気主任技術者が行う指示に従わなければなりません。

設置者は、設備または事業所ごとに電気主任技術者を選任するか、保安管理業務外部委託を申請し承認を得る必要があります。

当協会では、1,800名以上の電気主任技術者を有し、保安管理業務の外部委託を承っております

Q.いつまでに電気主任技術者を選ぶ必要がありますか?

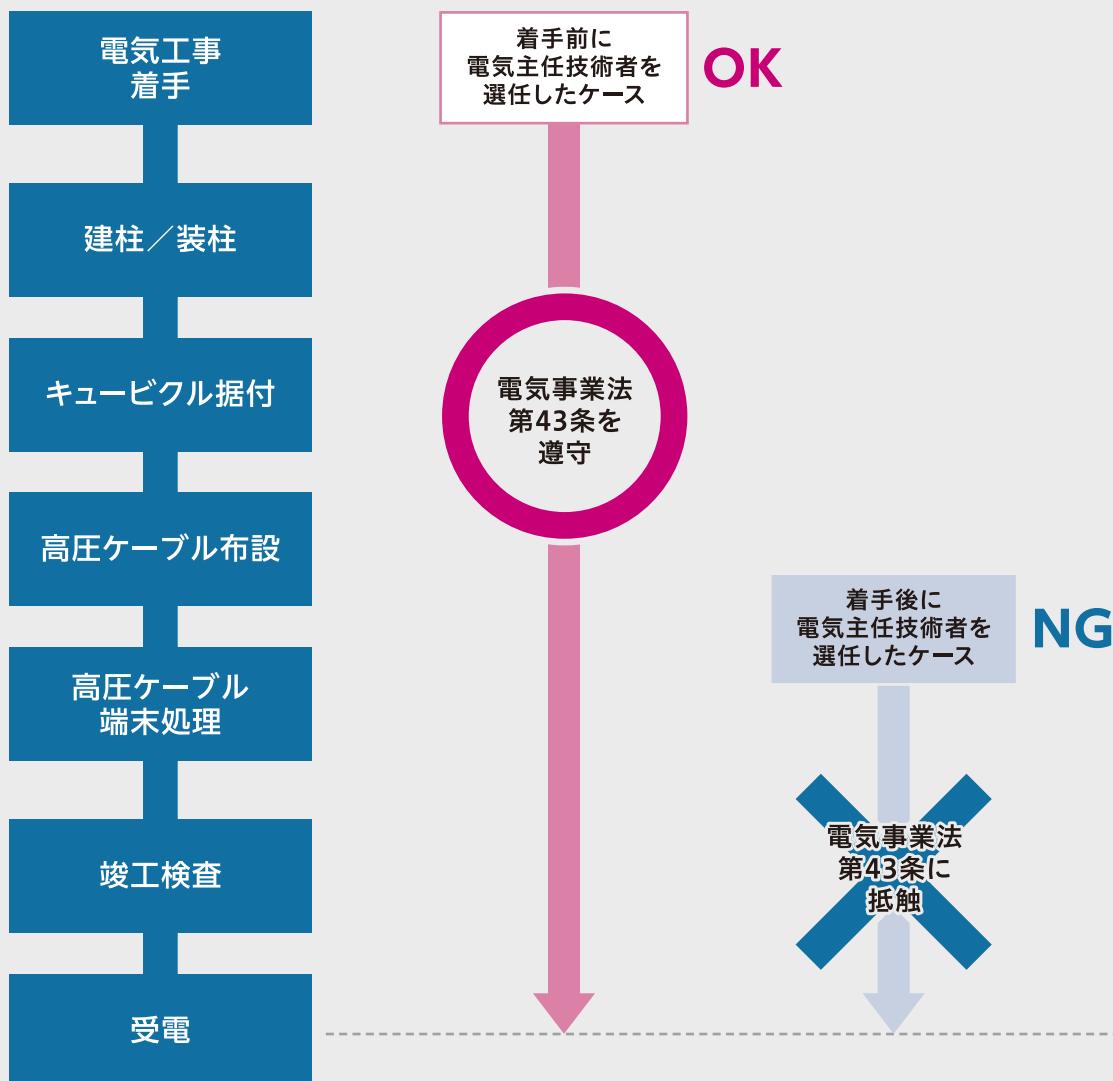
電気事業法第43条に「自家用電気工作物の設置者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、電気主任技術者を選任しなければならない。そのため**電気工作物の工事着手前まで**には、電気主任技術者が選任されている必要がある(一部抜粋)」と定められております。



**ご注意
ください!**

電気工事の着手前に電気主任技術者を選任または外部委託しなくてはいけません。しかし近年、監督部への申請を電気工事着手後に行ったことから、[工事期間中の保安について電気主任技術者が選ばれていない]ことを理由として承認に時間要し、希望日に受電できなかったケースが散見されています。

〈自家用電気工作物の使用開始までの流れ〉



OK

電気工事の着手前までに電気主任技術者が選任され、
電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を履行

NG

電気工事の着手後に電気主任技術者が選任されたため
工事期間中の点検が実施されていないことから、監督部より指導を受けた

過去の事例

設置者と施工関係者が監督部へ
「顛末書」と「工事工程表」を持参し、承認に時間を要した。

電気工事の着手前に、電気主任技術者を選任しましょう！



電気主任技術者の外部委託はぜひ関東電気保安協会へ

電気主任技術者の業務は、「外部委託承認制度」をご活用いただき、豊富な知識と経験を有する当協会へお任せください。

〈関東電気保安協会・3つの安心〉

保安規程の作成+保安管理業務を手厚くサポート!



保安規程(3ページをご参照ください)の作成も、ぜひ当協会にお声がけください。施設に応じた保安規程の作成と遵守が、安全をより確かなものとします。

また保安管理業務においても、法令で定められた「電気設備の技術基準」の適合に向けアドバイスさせていただきます。

安心の365日・24時間態勢!



当協会では、経験豊富な電気主任技術者が24時間緊急出動態勢で不測の事態に備えています。

電気事故や設備異常の発生時には迅速に出動し、応急措置・原因究明を実施します。続けて、再発防止対策と復旧工事をご提案させていただきます。また台風・雷雨などにより災害が予想される場合には、災害時出動態勢を敷いて迅速に対応いたします。

50年を超える経験で築かれた技術と組織力!



当協会は創立50年を超える一般財団法人です。

長年の歴史とともに築かれた確かな技術と組織力で、お客さまからの信頼にお応えし続けています。

〈当協会HPにて、実際の事例をぜひご覧ください〉

ケーススタディ

「電気と保安・現場の記録から」より

https://www.kdh.or.jp/corporation/manage_genba.html



保安管理業務委託契約に際しての留意点

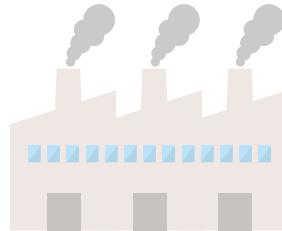
以下の各条件に合致する場合、**別途届出が必要**となったり、**スケジュールの延期や調整**、場合によっては保安管理業務のご契約を辞退させていただくことがありますので、ご留意ください。

■発電設備(非常用予備発電装置含む)設置時の注意点

発電設備が“ばい煙発生施設(燃料の燃焼能力:毎時50L以上[重油換算])”に該当する場合は、発電設備に係る工事着工の30日前までに監督部へ発電設備に関する工事計画の届出が必要となります。

また、工事計画の届出前までに電気主任技術者と契約のうえ、監督部へ「保安管理業務外部委託承認」の申請が必要となります。

- ▶ この場合、4ページの図(お申込みから受電に要する期間の概要の一例)とスケジュールが異なる点にご注意ください。



■中古やレンタルのキュービクル設置時の注意点(PCB混入機器の確認)

PCB特別措置法に基づきPCBの不含が確認できない(PCB不含証明書が発行されない)電気機器は、新規に電路へ施設することが禁止されております。

PCB処理期限

高濃度PCB廃棄物:2022年3月31日まで

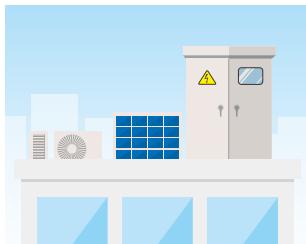
低濃度PCB廃棄物:2027年3月31日まで

【規制の対象となる代表的な機器】この制度の対象機器は以下の通りです。

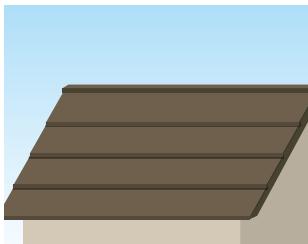
変圧器／電力用コンデンサ／計器用変成器／リアクトル／放電コイル／電圧調整器
整流器／開閉器／遮断器／中性点抵抗器／避雷器／OFケーブル

■不安全施設確認のお願い

当協会作業者の安全を確保するため、ご契約を辞退または改修がお済みになるまで延期とさせていただく場合もございますので予めご了承ください。



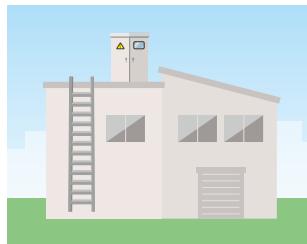
フェンス
2m以上の高所で、点検作業に必要な床面積や柵等が無い施設



点検通路
スレート等で踏み抜きのおそれのある屋根上を通行する場合で、踏み板、手すり等の無い施設



保護施設
ベランダ等の張り出し部分で、安全ガード等の保護施設が無い施設



はしご
3m以上の垂直はしごを昇降する場合で、安全ガード等の保護施設が無い施設

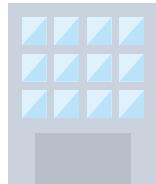
【上記以外について】1.点検等に必要な通路が無い 2.点検通路の足場が悪い 3.点検通路の照明等の設備が十分ではない 4.点検通路上に障害物がある 5.点検通路上に垂直はしご、容易に昇降ができない急階段がある 6.点検通路上に転落防止柵等の保護施設が無いベランダ等張り出し部分がある 7.点検通路上に窓を乗り越えなければならない場所がある 8.点検通路がスレート、塩化ビニル等でふいた屋根上にあり、踏み抜きにより作業者に危険を及ぼすおそれがある 9.点検通路に墜落の危険がある箇所がある(※ただし、高さ85cm以上の手すり及び高さ35cm以上50cm以下のさん又はこれと同等以上の機能を有する設備が設けてある場合は、この限りではありません) 10.受変電設備、非常用予備発電機、低圧分電盤、その他点検対象設備が2m以上の高所にあり、周囲に高さ1.1m以上の転落防止柵が無い(※ただし、作業に必要な床面積[キュービクル、発電装置の場合は周囲3m以上、低圧分電盤の場合は点検用前扉から周囲2m以上]が確保されている場合は、この限りではありません) 11.その他、当協会にて作業者に危険を及ぼすおそれがある施設と認められる場合

電気の安心と安全のむこうに、私たちがいます。

当協会は、電気をいつも安心してお使いいただくために49カ所の拠点を配置し、電気の安全を見守っています。「電気のあるところに、保安協会がある」と感じていただけるよう、さらなるサービスの向上に努めてまいります。

事業所数

49
カ所[※]

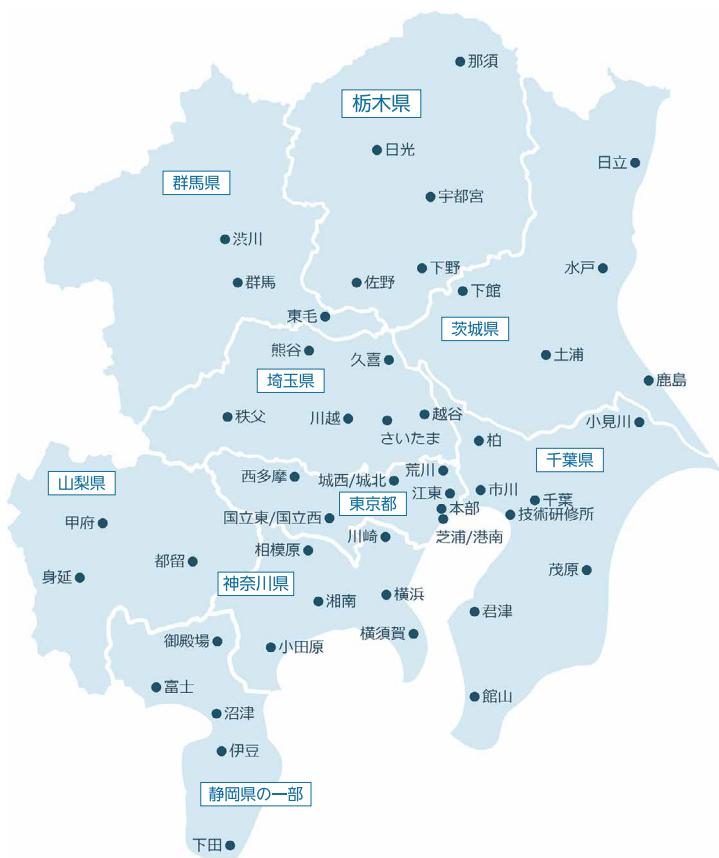


電気主任技術者

1,800
名以上
在籍[※]



※2023年7月1日現在。



その他の電気保安に関するサービス

電気設備改修・更新工事

受変電設備の清掃

自家用発電設備の点検・整備

蓄電池の点検・整備

PCB含有の分析調査

太陽光パネルの点検・洗浄

電気使用量の監視(デマンド監視)

省エネ提案

ご不明点など、どうぞお気軽にお問合せください!



WEBサイト



お問合せ先

担当



まかせて安心 確かな技術
関東電気保安協会

<https://www.kdh.or.jp/>